



## 燃料用エタノール

JIS K 2190 : 2011

(PAJ)

平成 23 年 11 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
(委員)	井 上 進	一般社団法人日本化学工業協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会（株式会社ブリヂストン）
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 山 茂	財団法人化学研究評価機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	仲 田 正 徳	独立行政法人住宅金融支援機構
	橋 本 隆	公益社団法人自動車技術会（日野自動車株式会社）
	堀 友 繁	一般財団法人バイオインダストリー協会
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.11.21

官 報 公 示：平成 23.11.21

原案作成者：石油連盟

（〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会（委員会長 土肥 義治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 品質</b>	2
<b>5 試料採取時の留意事項</b>	3
<b>6 試験方法</b>	3
<b>6.1 外観</b>	3
<b>6.2 アルコール分</b>	3
<b>6.3 メタノール</b>	3
<b>6.4 水分</b>	3
<b>6.5 有機不純物（メタノールを除く）</b>	3
<b>6.6 電気伝導率（25 °C）</b>	3
<b>6.7 蒸発残分</b>	4
<b>6.8 銅</b>	4
<b>6.9 酸度（酢酸として）</b>	4
<b>6.10 pH</b>	4
<b>6.11 硫黄分</b>	4
<b>7 表示</b>	4
<b>附属書 A（規定）試験方法－アルコール分（酒精計による方法）</b>	5
<b>附属書 B（規定）試験方法－アルコール分（振動法密度試験器による方法）</b>	6
<b>附属書 C（規定）試験方法－メタノール及び有機不純物</b>	8
<b>附属書 D（規定）試験方法－蒸発残分</b>	13
<b>附属書 E（規定）試験方法－酸度</b>	14
<b>附属書 F（規定）試験方法－pH</b>	15
<b>附属書 G（規定）試験方法－pHe</b>	17
<b>解 説</b>	19

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本工業規格

JIS  
K 2190 : 2011

## 燃料用エタノール

Fuel Ethanol

### 1 適用範囲

この規格は、JIS K 2202 に規定する自動車ガソリン用の基材として用いる燃料用エタノール（以下、直接混合用という。）、及び基材として用いるエチルターシャリーブチルエーテル（ETBE）の原料とする燃料用エタノール（以下、ETBE 原料用という。）について規定する。

**警告** この規格に規定する燃料用エタノールの取扱い及び使用においては、適切な予防措置を講じなければ危険を伴うおそれがある。この規格では、燃料用エタノールの取扱い及び使用に伴う安全性の全てについて説明することは、意図していない。関連法規に適合した運用を行い、安全及び健康についての適切な予防措置を講じることは、この規格の使用者の責任である。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS H 6202** 化学分析用白金皿
- JIS K 0068** 化学製品の水分測定方法
- JIS K 0101** 工業用水試験方法
- JIS K 0114** ガスクロマトグラフ分析通則
- JIS K 0130** 電気伝導率測定方法通則
- JIS K 0211** 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0212** 分析化学用語（光学部門）
- JIS K 0213** 分析化学用語（電気化学部門）
- JIS K 0215** 分析化学用語（分析機器部門）
- JIS K 0400-12-10** 水質-pH の測定
- JIS K 0512** 水素
- JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 1107** 窒素
- JIS K 2202** 自動車ガソリン
- JIS K 2249-1** 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部：振動法
- JIS K 2536-2** 石油製品—成分試験方法 第2部：ガスクロマトグラフによる全成分の求め方
- JIS K 2541-2** 原油及び石油製品—硫黄分試験方法 第2部：微量電量滴定式酸化法
- JIS K 2541-6** 原油及び石油製品—硫黄分試験方法 第6部：紫外蛍光法
- JIS K 2541-7** 原油及び石油製品—硫黄分試験方法 第7部：波長分散蛍光 X 線法（検量線法）